

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 二万八千八百八十円）

# 大分県報

令和八年  
第六七二号  
一月十六日  
(金曜日)

目 次

## 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

## 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定

知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（三件）

土地改良事業計画の変更認可

解除予定保安林

林業種苗法による生産事業者の登録（八件）

道路区域の変更

建築基準法による道路位置の指定

## 公 告

都市計画事業の事業計画の変更

## ○人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を(二)に公布する。

令和八年一月十六日

大分県人事委員会委員長 和田久 繼

## 大分県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を

次のように改正する。

別表第一のく中「13,100円」の次に「（条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあつては、13,300円）」を加え、同表のト中「（条例別表第六ロの備考（二）に定

める職員にあつては、12,900円）」を加える。

別表第一のく中「12,500円」の次に「（条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあつては、12,600円）」を加え、同表のく中「12,200円」の次に「（条例別表第六ロの備考（二）に定める職員にあつては、12,300円）」を加える。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。

## 附 則

## ○如 示

### 大分県告示第十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十二号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和八年一月十六日

大分県知事 佐藤樹一郎

#### 指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

#### 肢 体 不 自 由

後藤剛

川葛整形外科病院

令七・一二一・一七

#### 肢 体 不 自 由

大川優子

大分大学医学部附属病院

令七・一二一・一七

#### 肢 体 不 自 由

小栗沙織

大分大学医学部附属病院

令七・一二一・一七

#### 肢 体 不 自 由

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一

タ

#### 肢 体 不 自 由

川野奈々江

大分大学医学部附属病院

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一

#### 肢 体 不 自 由

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一

タ

#### 肢 体 不 自 由

大分大学医学部附属病院

由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一

タ

大分県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

別表第一のく中「13,100円」の次に「（条例別表第六イの備考（二）に定める職員にあつては、13,300円）」を加え、同表のト中「（条例別表第六ロの備考（二）に定

令和八年一月十六日

大分県報（告示）

二

呼吸器の機能障害	松 本 紘 幸	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	心臓の機能障害	和 田 健 史	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一 番地	大分県林業研修所	令和八年一月十六日
大分県告示第十四号				大分県告示第十六号				大分県林業研修所	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。				地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。				大分市花園二丁目六番四十六号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十日
令和八年一月十六日				令和八年一月十六日				大分市花園二丁目六番四十六号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十日
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
公の施設の名称	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者
おおいた動物愛護センター（ドッグラン及び多目的広場）	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香	由布市挾間町鬼崎二千七百六 十三番地八 株式会社そらまめ 代表取締役 吉 田 美 香			
大分県告示第十五号				大分県告示第十七号				大分県告示第十七号	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。				土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。				土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。	
令和八年一月十六日				令和八年一月十六日				令和八年一月十六日	
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
公の施設の名称	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者	期 間	指 定 管 理 者
大分農業文化公園	大分市舞鶴町一丁目三番三十号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日	大分市舞鶴町一丁目三番三十号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日	大分市舞鶴町一丁目三番三十号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日	大分市舞鶴町一丁目三番三十号	令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日	大分市舞鶴町一丁目三番三十号
大分県都市農村交流研修館	大分県都市農村交流研修館	年三月三十一日まで	大分県都市農村交流研修館	年三月三十一日まで	大分県都市農村交流研修館	年三月三十一日まで	大分県都市農村交流研修館	年三月三十一日まで	大分県都市農村交流研修館
理事長 岡 本 天津男	理事長 岡 本 天津男	年三月三十一日まで	理事長 岡 本 天津男	年三月三十一日まで	理事長 岡 本 天津男	年三月三十一日まで	理事長 岡 本 天津男	年三月三十一日まで	理事長 岡 本 天津男



令和八年一月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

大分県報（告示）

四

一 登録番号

西部第九十九号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所  
有限公司 サザンガーデン

玖珠郡玖珠町戸畠新田千百四十四

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

有限会社 サザンガーデン

玖珠郡玖珠町戸畠新田千百四十四

大分県告示第二十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行つた。

令和八年一月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 登録番号

西部第一百号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社 いけ田緑康園

日田市大字花月三百七十三番地

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社 いけ田緑康園

日田市大字花月三百七十三番地

大分県告示第二十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行つた。

事業者の登録を行つた。

令和八年一月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

四

一 登録番号

西部第一百一号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所  
後藤 比呂喜

玖珠郡玖珠町大字四日市二千九百九十三番地の一

三 生産事業の内容

後藤 比呂喜

四 事業所の名称及び所在地

玖珠郡玖珠町

大分県告示第二十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行つた。

令和八年一月十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 登録番号

西部第一百二号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

熊谷 圭太

玖珠郡玖珠町森十二一一イーストハイツA百二

三 生産事業の内容

苗木 幼苗の育成

四 事業所の名称及び所在地

日田市財津町三千六百三十三

大分県告示第二十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行つた。

令和八年一月十六日

令和八年一月十六日

大分県報（告示・公告）

令和八年一月十六日

大分県報（公告）

四  
事業地  
1 収用の部分  
2 変更なし  
使用の部分  
なし